

鯖 監 第 3 0 号
令和3年3月26日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 水 津 達 夫

令和2年度定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

第1 監査の期間

令和2年5月1日～令和3年2月28日

第2 監査の対象

《総務部》

総務課、総合交通課、情報統計政策課、市民窓口課、市民まちづくり課、市民相談室、防災危機管理課

《政策経営部》

めがねのまちさばえ戦略課、秘書広報課、財務政策課、契約管理課、税務課、収納課

《健康福祉部》

社会福祉課、長寿福祉課、子育て支援課、保育・幼児教育室、健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

商工政策課、にぎわい推進室、農林政策課、環境政策課

《都市整備部》

土木課、都市計画課、建築営繕課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化課

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上 29 課、3 室、2 事務局

第3 監査の内容

令和元年度に執行された事務事業が関係法令等の定めるところに従って、適正に執行されているか、また、経済的・効率的・有効的に執行されているかについて実施した。

第4 監査の方法

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第5 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、事務の一部について改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導した。

第6 むすび

令和2年度に実施した監査は、年度当初に年間計画を策定し、「定期監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査と基金運用状況審査」、「健全化判断比率等の審査」、「財政援助団体の監査」、「指定管理者の監査」、「出先機関現況調査」であった。

定期監査の審査にあたっては、『公金が法令や規則等に基づき適正に収納され、または執行されたかどうか。』および『経済性・効率性・有効性が図られているかどうか。』に主眼をおいて監査を実施した。今年度の定期監査は、主に前年度の指導事項の対応状況を確認することに重点を置き臨んだ。

なお、昨年度に引き続き、単に問題点を見つけて指摘するだけでなく、事務の効率性を高める一助となるような監査を行なった。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ①各種証拠書類等の計数と各種帳簿類等の計数が符合しているか。
- ②支出負担行為における金額、支出目的、債権者だけでなく、摘要欄には支出の目的、内容および積算根拠等が具体的に記載されているか。
- ③支出負担行為の執行科目および手続きは適正か。
- ④随意契約は、関係法令および財務規則に従い事務処理がされているか。また、競争入札の可能性はないか。
- ⑤工事および業務委託の計画的な発注やコスト削減意識が反映されているか。また、履行状況および検査・検収が適正に行われているか。
- ⑥指定管理者と所管課との十分な事業チェックがされているか。また、協定書に記載されたとおり適正に管理されているか。
- ⑦財政援助団体における補助金交付申請から実績報告の内容と支出について、適正に行われているか。また、補助の目的に沿った事業効果が得られているか。

この7項目を重点に、書類審査ならびに関係職員から説明を聴取した結果、改善や検討を要する事項の主な内容は、次のとおりであった。

- ①業務委託において、業務の履行状況の確認が不足しているもの、事業内容の変更に関する協議の記録がないもの、契約書の内容が適正でないもの。
- ②競争入札による契約とすべきものを随意契約しているもの。
- ③県証紙の取り扱いにおいて、現金取扱い要領に準じて適切に行われなかったもの。
- ④単価契約の手続きが不適切なもの。
- ⑤物品購入や印刷製本において、理由もなく分離発注し、見積の徴取回避が伺えるもの。
- ⑥物品の売買において契約書が作成されなかったもの、購入された物品の備品登録がされていなかったもの。
- ⑦各種団体への補助金において、実績報告の内容精査が不足しているもの、補助金額に対して多額の繰越金が発生しているもの、概算払いの精算が未精算のもの、申請から半年も遅れて交付決定されたもの。

これらの指摘事項は、基本的な事務処理ができていないことが原因である。

これまでの指導により改善の跡が見受けられる事項もあるが、依然として業務委託の検査検収および補助金交付の実績報告書の精査については、確認不足が見受けられた。

基本的な事務処理における誤りは、職員を対象とした財務・会計・契約事務の実務研修を実施することで回避できるものとする。今後、研修会等を行い、決裁時のチェック体制を確立し、不適切な事務処理の再発防止に努められたい。

指定管理者監査では、モニタリングについて、協議や話し合いを頻繁に行っているが記録が残されておらず、改善に結びついていないケースが見受けられた。

また、休館日および各種施設点検等の頻度等について、業務仕様書に規定する業務の内容や処理が行われていない項目が見受けられる。市と指定管理者の両方で協議し、安全等を確保したうえで、内容を改める必要があるならば変更を行い、施設の管理運営の品質を向上させ、住民サービスの向上と経費の縮減等を図られたい。

財政援助団体監査では、旅費規程が未整備であることや、運営細則のなかに現状に合わないものが見受けられた。

また、補助対象経費として除外すべき経費と、対象とする経費の判断が曖昧であるものが含まれていた。

補助金は、客観的に、公益上必要があると認められるものでなければ支出できないものである。事業実施が適正に行われるためにも、各規則またはこれに準ずるものを整備していただくよう指導されたい。

市の財政の主な原資は市民からの税金であることから、公金の適正な執行の確保が求められている。コロナ禍の影響により、さらに厳しさが予想される本市の財政状況において、公務員に対する市民の視線は厳しく、また行財政運営の透明性、公平性も強く求められている。限られた人員および限られた財源で最大の住民サービスが提供できるよう、職員の健康管理、意識改革などに努め、効率的な行政運営に努められたい。

令和2年度定期監査、指定管理者監査、財政援助団体監査日程一覧

監査月日	監査時刻	対 象 課
令和2年5月11日(月)	午後	総合交通課
18日(月)	午前	税務課、収納課
	午後	契約管理課
28日(木)	午後	情報統計政策課
6月18日(木)	午前	市民窓口課
	午後	建築営繕課
25日(木)	午前	財務政策課
	午後	議会事務局
29日(月)	午後	上下水道課
8月18日(火)	午前	市民相談室、市民まちづくり課
	午後	農林政策課
9月18日(金)	午前	環境政策課
10月 9日(金)	午前	社会福祉課
	午後	長寿福祉課
20日(火)	午前	子育て支援課
	午後	保育・幼児教育室
27日(火)	午後	防災危機管理課
11月 9日(月)	午後	指定管理者:(株)フードサービス福井(鯖江市農林業体験実習館)
17日(火)	午前	健康づくり課
	午後	国保年金課
12月16日(水)	午前	にぎわい推進室
	午後	商工政策課
	午後	指定管理者:越前漆器協同組合(鯖江市越前漆器伝統産業会館)
24日(木)	午前	都市計画課
	午後	土木課
28日(月)	午前	会計課、監査委員事務局
令和3年 1月 8日(金)	午前	財政援助団体:協同組合鯖江市繊維協会
	午後	財政援助団体:鯖江市文化協議会
18日(月)	午前	秘書広報課
	午後	めがねのまちさばえ戦略課
26日(火)	午前	文化課
28日(木)	午後	教育政策課
2月 4日(木)	午前	指定管理者:(株)ネクサス富士屋(道の駅西山公園)
	午後	総務課
2月16日(火)	午前	生涯学習・スポーツ課
	午後	学校教育課